

1. 人権の尊重に対するコミットメント

ニプログループは、「未来に向かって、世界の人々の健康を支え、医療ニーズに応える商品、技術及び事業の創造革新を行い、社会に貢献し、自己実現を図る」という経営理念を掲げて企業活動を行っています。私たちは、企業活動を行うすべての国・地域において、適用法令を遵守し、国際的に認められた人権を尊重する責任を果たしていきます。

2. 人権に対する基本姿勢

ニプログループが考える人権尊重責任とは、「ビジネスと人権に関する指導原則」（国連）に則り、企業活動に伴い引き起こされる、あるいは助長される重大な人権侵害を回避し、関与する人権への負の影響に対処（是正）することを意味します。人権への負の影響の要因が、自らの活動やビジネス上の関係を通じて生じることから、その範囲・程度に鑑みて、主体的に行動する責任があると考えます。また、ニプログループは国際的に認められた人権として、とりわけ、国際人権章典とILOの労働における基本的権利に関する原則を尊重します。

3. 人権方針の適用範囲

ニプログループは、全役員および全従業員（正社員、嘱託社員、契約社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員等を含む）、株主、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーの人権を尊重するとともに、すべてのステークホルダーにこの方針を適用し、この方針が理解され支持されることを期待します。

4. ニプログループにおける重要な人権課題

ニプログループが尊重する国際的に認められた人権のうち、特に重要な人権課題を特定しています。特定した人権課題については別紙をご参照ください。

5. 人権の推進体制

本方針は策定後も事業環境の変化やステークホルダーの期待に対応できるよう、社内外の専門的助言を取り入れながら定期的に見直されます。本方針に定める人権尊重の取組みについては、本方針の承認者であるニプロ株式会社代表取締役社長が包括的な権限及び責任を有します。なお、本方針を事業で実践するために必要な事業方針の策定や教育、啓発等は、各事業部門の長またはその委任を受けた担当部長が担うものとします。

6. 人権デュー・ディリジェンスの継続的实施

ニプログループは、自らの活動やビジネス上の関係において顕在化した、または潜在的に生じうる人権への負の影響を対象として、バリューチェーン上のライツホルダーに対する人権への負の影響を特定することにより、その影響の大きさについて、深刻度と顕在化する可能性を基準に評価します。そして評価の結果、最も深刻な影響、または対応に緊急性を要する影響の防止・軽減を「ニプログループが優先

的に取り組むべき人権課題」として順位付けし、その防止または軽減（人権課題の是正）に取り組まします。是正措置を講じた後も、必要に応じて追加の対応を行うとともに、継続的にその実効性を評価します。

7. 救済と是正

ニプログループは、救済メカニズムとして自らの活動が人権への負の影響を引き起こす、または助長する懸念を早期に把握し、その影響を防止または最小化することを目的とした苦情処理メカニズムを構築しています。

ニプログループの苦情処理メカニズムは、ガバナンス統括本部が方針を定め、人権に関する懸念の検知（苦情の受理）から調査、関係者に対する是正措置、再発防止のための改善プログラムの提供、通報者へのフィードバックまで、利用者の安全とプロセスの透明性を確保した一連の処理およびモニタリングの体制を構築しています。

なお、この苦情処理体制のもと、この方針に定める人権尊重の取組みにもかかわらず、人権への負の影響が顕在化した場合には、可能な限り早急かつ効果的に人権回復に向けた救済措置を講じるよう最善の努力を尽くします。また、人権への負の影響を防止または軽減するよう、専門家の助言も得ながら関係者と十分に対話し、再発防止に向けて、人権方針に対する理解と周知を図るなど、適切な是正措置を講じます。

8. ステークホルダーとの対話や協議

ニプログループは、ステークホルダーとの継続的なコミュニケーションをデュー・ディリジェンスのプロセスの一部として重視しています。

人権への負の影響の特定プロセスや、救済プロセスにおいて、社内外の有識者からの情報や助言を得ながら、取組みの方向性を検討します。またこれらの取組みの効果検証においても、対象者や関係者から得たフィードバックを活用します。

9. 人権方針の周知浸透・教育

ニプログループは、人権方針を定着させるため、本方針の理解と実践に必要な教育、啓発、対話を行います。また、モニタリングの結果や苦情処理メカニズムによって判明した人権に与える負の影響の要因や深刻度、影響が顕在化する可能性を分析し、その結果として得られた教訓をデュー・ディリジェンス・プロセス、救済、予防、教育、啓発などのメカニズムの改善に役立てます。

10. 情報開示

ニプログループは、自らの活動により影響を受けるステークホルダーの安全を最優先に考慮し、適切な関係の構築と透明性確保の観点から、人権課題に向けた取組み状況を社内外に開示します。

以上